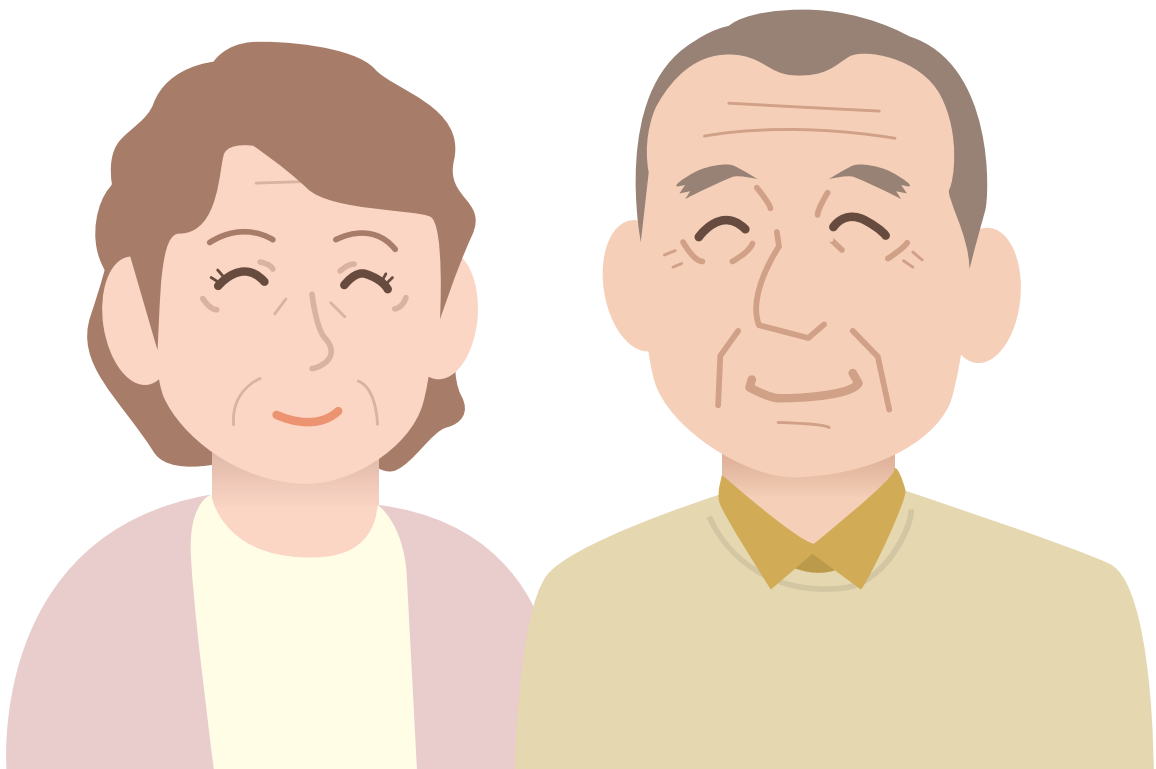


**国民年金・厚生年金保険
老齢基礎年金・老齢厚生年金**

平成25年10月版



日本年金機構

老齢基礎年金は、何歳からいくら受け取れるの？

(老齢厚生年金は、5ページからです。)

解説

老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、原則として25年以上必要です。

年金を受けるために必要な資格期間とは？

① 国民年金の保険料を納めた期間



② 国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間
(一部納付(一部免除)の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること)



③ 昭和36年4月以後の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間



④ 第3号被保険者であった期間(※)



⑤ 国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間など(合算対象期間)
(合算対象期間について、詳しくは、8ページの「(※1)資格期間とは」を参照してください。)



①から⑤までの期間を合算して、原則として25年以上の資格期間が必要です。

※ 第3号被保険者であった期間とは、厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険者(原則として65歳未満))である夫(妻)に扶養されていた妻(夫)の20歳以上60歳未満の期間(昭和61年4月以降に限る)です。

* 60歳からの任意加入等により、年金を受けるために必要な資格期間を満たすことができます。

老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間の特例

○ 資格期間が25年に満たない方でも、特例により資格期間を満たす場合があります。
詳しくは、7ページの特例1から特例4までを参照してください。

老齢基礎年金の年金額（平成25年10月現在の額）

- 20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）の保険料をすべて納めると満額の老齢基礎年金が受けられます。

年金額（満額） = 年間778,500円（月額64,875円）

老齢基礎年金の計算式（国民年金保険料の免除等の期間があるとき）

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済月数} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{全額免除} \\ \text{月数} \\ \times \\ 4/8 \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{4分の1} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 5/8 \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{半額} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 6/8 \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{4分の3} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 7/8 \end{array}} \\
 \hline
 778,500 \text{円} \times \text{40年（加入可能年数）} \times 12 \text{月}
 \end{array}$$

(注)・平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。

- ・20歳から60歳になるまでの第2号被保険者および第3号被保険者の期間も保険料納付済月数に含みます。
- ・免除等期間について、あとから保険料を追納している期間は、保険料納付済期間に含みます。
(学生納付特例、若年者納付猶予の期間は、保険料が追納されていない場合、年金額には反映されません。)
- ・国民年金保険料の一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）の承認を受けた期間は、一部保険料を納めていない場合、未納期間扱いとなります。

国民年金の付加保険料を納めた期間がある場合は、次の額が老齢基礎年金に上乘せされます。

200円 × 付加保険料納付月数

※ 年金額を満額へ近づけたい方へ

60歳から65歳になるまでの間に任意加入（第2号被保険者を除く）をして、満額の年金に近づけることができます。

詳しくは、市（区）役所または町村役場や年金事務所までお問い合わせください。

昭和16年4月1日以前に生まれた方の加入可能年数

昭和16年4月1日以前に生まれた方

昭和36年4月から60歳になるまでの期間（この期間を加入可能年数といいます）の保険料をすべて納付した場合には、40年間納めたのと同様の老齢基礎年金が受けられます。

ただし、保険料を納めた期間が加入可能年数に満たない（国民年金保険料の免除等を受けた期間、合算対象期間または保険料の未納期間がある）場合は、その期間に応じて老齢基礎年金の年金額が計算されることとなります。

なお、昭和16年4月2日以降に生まれた方は、20歳から60歳になるまで、40年間加入し、保険料をすべて納めると満額受給となります。

加入可能年数早見表

生年月日	加入可能年数	受給資格期間
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年（444月）	25年（300月）
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年（456月）	
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年（468月）	
昭和16年4月2日以降	40年（480月）	

■ 繰上げ受給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。

しかし、繰上げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

【繰上げ受給を請求する際の注意事項】

- ① 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金（5ページ参照）の定額部分の一部が支給停止されます。
- ② 65歳になるまでは、遺族厚生（遺族共済）年金と繰上げ請求した老齢基礎年金をいっしょに受けることはできません。
- ③ そのほか、繰上げ請求をすると、以下のことができなくなります。
 - ・ 障害の程度が重くなった場合に障害基礎年金を受けること。
 - ・ 寡婦年金を受けること。
 - ・ 国民年金に任意加入すること。また、保険料を追納すること。
 - ・ 繰上げ請求を取り消すこと。

■ 繰下げ受給

希望すれば66歳以降から、繰下げて老齢基礎年金を受けることができます。繰下げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が増額され、その増額率は一生変わりません。

※ 老齢厚生年金の繰下げ請求については、17ページを参照してください。

【繰下げ受給を請求する際の注意事項】

- ① 原則として、他の年金（老齢厚生年金を除く）を受ける権利がある場合は、繰下げ請求ができません。
- ② 振替加算（4ページ参照）は増額の対象になりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
- ③ 65歳到達時点で老齢基礎年金を受ける権利がある方の場合、70歳到達月（70歳の誕生日の前日の属する月）を過ぎて請求を行っても増額率は増えません。
- ④ 66歳到達日後の繰下げ待機中に、他の年金の受給権（配偶者が死亡して遺族年金が発生した場合など）を有した場合には、その時点で増額率が固定され、老齢基礎年金の請求の手続きが遅れても増額率は増えません。
- ⑤ 受給開始は、請求をした月の翌月分からとなります。このため、70歳に到達したときや他の年金の受給権を有したとき（上記③及び④）には、その月の月末までに手続きしてください。

※ 繰下げ待機期間中は、繰下げ請求を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。

昭和16年4月2日以降に生まれた方の繰上げ・繰下げ受給の受給率（数字は%）

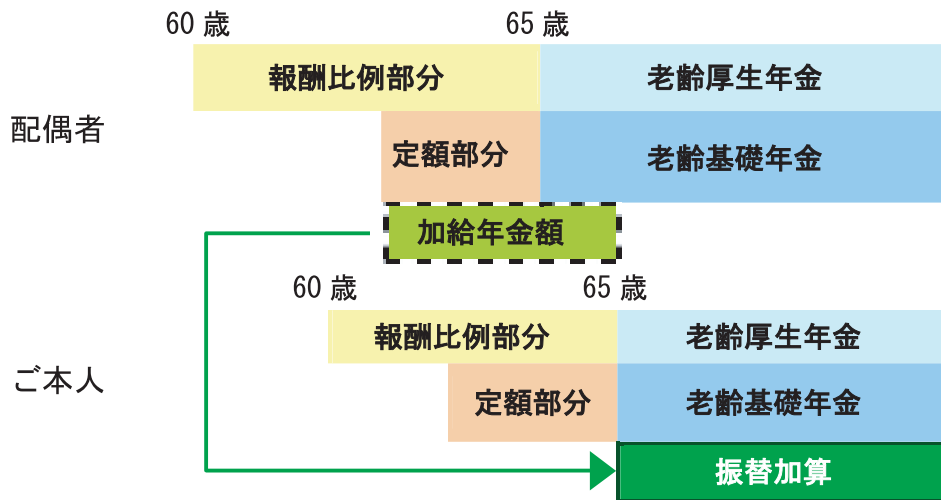
※繰上げ・繰下げ受給を希望するときは月単位で受給率が異なります。

年齢	月												
	0ヵ月	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	
繰上げ受給	60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
	61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
	62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
	63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
	64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
繰下げ受給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142（以降同じです）											

振替加算

配偶者が受けている老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象者になっている方が65歳になると、それまで配偶者が受けられていた加給年金額が打ち切られます。このとき、加給年金額の対象者であったご本人自身が老齢基礎年金を受けられる場合には、次の条件を満たした場合、ご本人の老齢基礎年金の額に加算がされます。これを振替加算といいます。

- ご本人が老齢基礎年金を受給する資格を得たとき（満65歳到達時）において、その配偶者が受けている年金の加給年金額の対象となっていた
- 大正15年4月2日から昭和41年4月1日まで生まれ
- ご本人が老齢基礎年金の他に老齢厚生年金や退職共済年金を受けている場合は、厚生年金保険または共済組合等の加入期間が240月（中高齢の資格期間の短縮の特例（7ページの特例3））を受ける場合はその期間）未滿



※ 振替加算の額は、大正15年4月2日から昭和2年4月1日生まれの方については配偶者加給年金額と同額で、それ以降年齢が若くなるごとに減額されていきます。

※ ご本人が65歳になった後に、配偶者が厚生年金保険または共済組合などの老齢（退職）年金または障害年金（1、2級）を受けられるようになった場合や、退職による年金額改定によって、厚生年金保険または共済組合の加入期間が240月以上の老齢（退職）年金になった場合は「老齢基礎年金額加算開始事由該当届」の提出が必要です。

振替加算額（平成25年10月現在の額）

生年月日	年額	生年月日	年額
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	224,000円	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	116,500円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	218,000円	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	110,400円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	212,100円	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	104,600円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	206,100円	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	98,600円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	200,000円	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	92,500円
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	194,200円	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	86,700円
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	188,200円	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	80,600円
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	182,100円	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	74,600円
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	176,300円	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	68,800円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	170,200円	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	62,700円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	164,200円	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	56,700円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	158,400円	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	50,800円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	152,300円	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	44,800円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	146,300円	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	38,800円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	140,400円	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	32,900円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	134,400円	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	26,900円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	128,400円	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	20,800円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	122,500円	昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	15,000円

老齢厚生年金は何歳から受けられるの？

解説

老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であった方の老後の保障として給付され、65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で受給できます。

ただし、当分の間は、下記の受給資格を満たしていれば、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が受給できます。

また、昭和28年(女性は昭和33年)4月2日以降に生まれた方は、生年月日に応じて受給開始年齢が61歳以降になりますが、60歳から受給開始年齢の前月までに請求することにより、「繰上げ受給の老齢厚生年金」を受けることができます。

● 60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金

これを**特別支給の老齢厚生年金**といいます。**受給開始の年齢は生年月日に応じて異なります。**

本来の受給開始年齢から受けられる年金を「特別支給の老齢厚生年金」、受給開始年齢前に請求することにより受けられる年金を「繰上げ受給の老齢厚生年金」といいます。

● 65歳からの老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入期間があつて、老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間を満たした方が、**65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で受給**できます。(資格期間については、8ページ参照)

特別支給の老齢厚生年金の受給資格 (以下の全ての条件を満たしていること)

○老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間を満たしていること。(7ページ参照)

○厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あること。

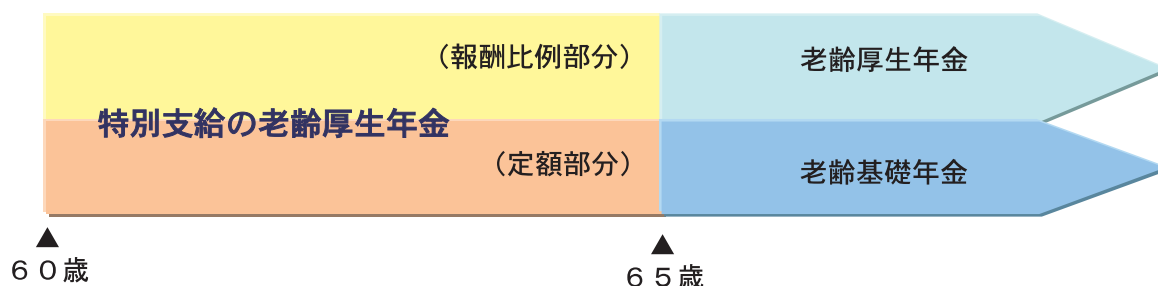
○受給開始年齢に達していること(生年月日に応じて異なります)。

(昭和28年(女性は昭和33年)4月2日以降に生まれた方は、請求することにより、老齢厚生年金を繰上げ受給できます。)

特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日によって異なります。

○昭和16年(女性は昭和21年)4月1日以前に生まれた方

60歳から65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金(定額部分の年金と報酬比例部分の年金)を受給することができます。



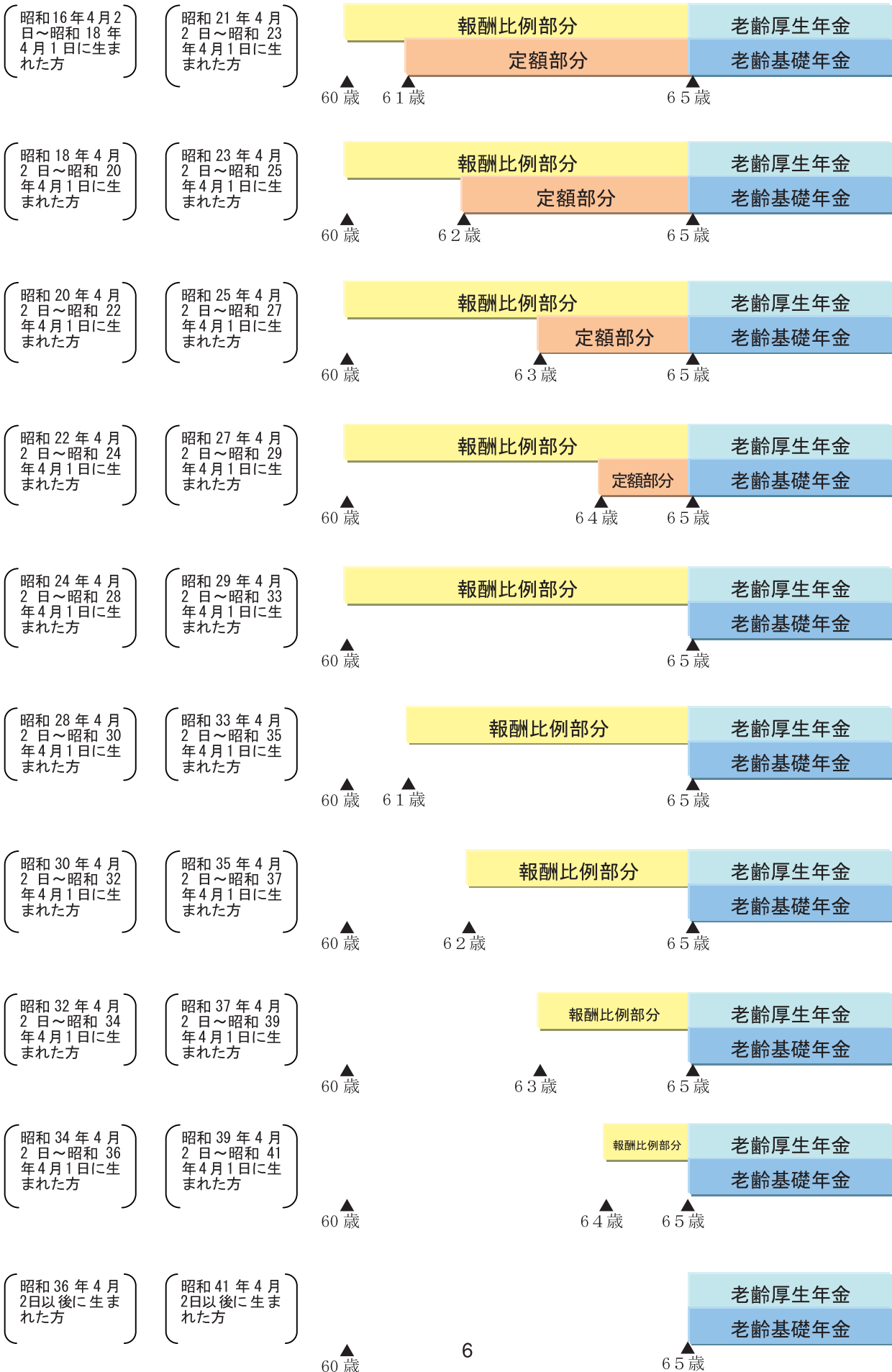
○昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以後に生まれた方

60歳から65歳になるまでの間、生年月日に応じて、受給開始年齢が引き上げられます。

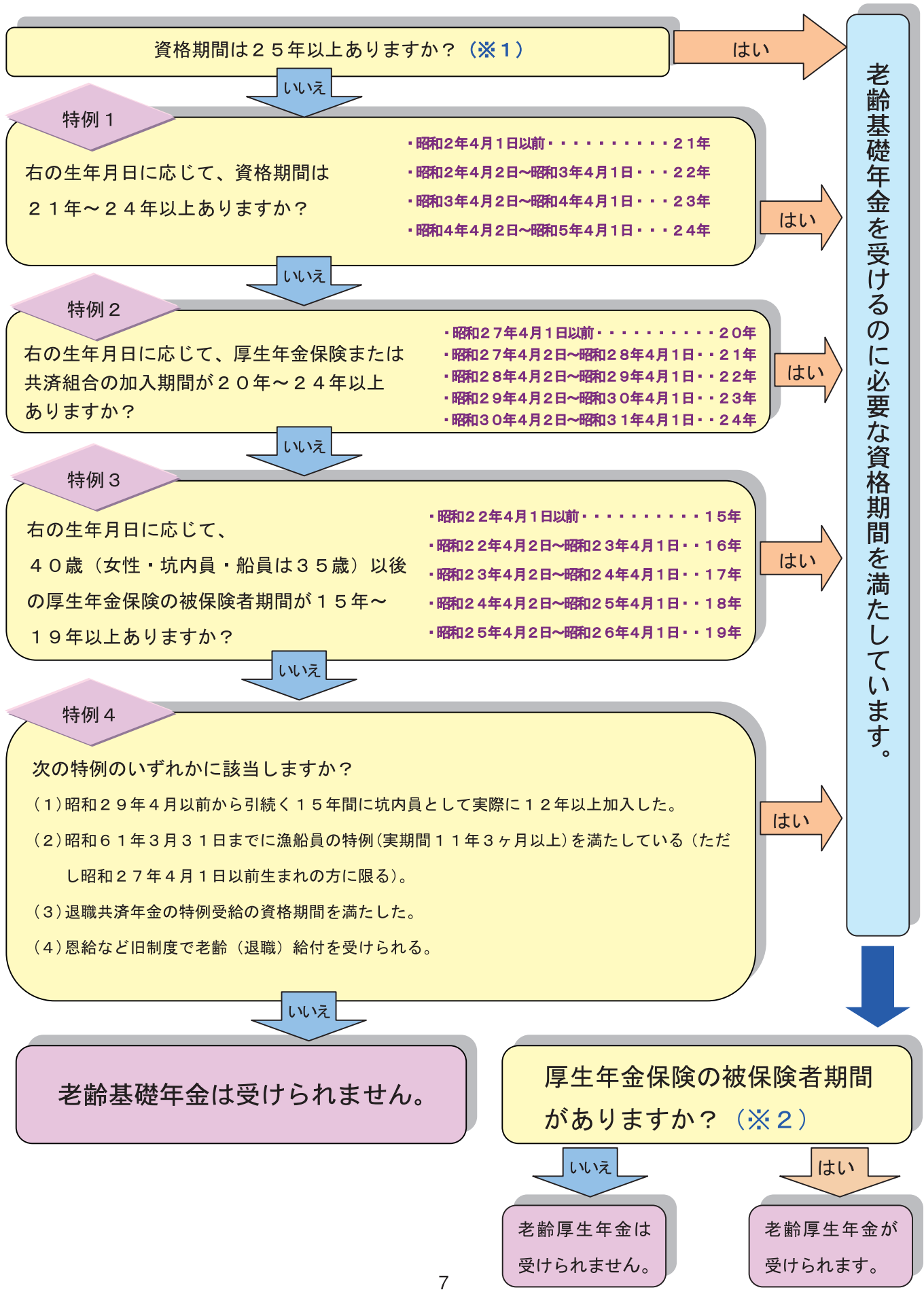
障害をお持ちの方・長期加入者の方は、受給開始年齢の特例があります。（8ページ参照）

男性の場合

女性の場合



老齢基礎年金（老齢厚生年金） 受給資格チェックフローチャート



(※1) 資格期間とは

老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けるのに必要な資格期間は、次の期間等で計算します。

- ① 厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者期間
- ② 各共済組合の組合員期間
- ③ 国民年金の保険料を納めた期間と免除等された期間
- ④ 昭和61年4月以後、厚生年金保険・共済組合に加入している方の被扶養配偶者として国民年金の第3号被保険者になった期間
- ⑤ 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、厚生年金保険・船員保険・共済組合に加入している方の配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間（任意加入し、保険料を納付した期間は③に入ります。）
- ⑥ 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、厚生年金保険・船員保険・共済組合などの老齢（退職）年金受給者とその配偶者、障害年金受給者とその配偶者、遺族年金受給者、老齢（退職）年金の受給資格を満たした方とその配偶者が、国民年金に任意加入しなかった期間《昭和61年4月からは、老齢（退職）年金受給者以外はすべて、20歳から60歳まで国民年金に加入することになっています》
- ⑦ 昭和36年4月以後、海外在住者、学生などが国民年金に任意加入しなかった期間《平成3年4月からは、20歳以上の学生はすべて国民年金に加入することになっています。》
- ⑧ 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間のうち、昭和36年4月以後の期間（大正15年4月2日以後に生まれた方で、昭和61年4月から65歳になるまでの間に国民年金の保険料納付済期間および保険料免除等期間を有する方に限ります。）

※上記④～⑦は、すべて20歳以上60歳未満の期間に限られます。

※上記⑤～⑧は、資格期間の対象とはなりませんが、年金額には反映されません。

(※2) 厚生年金保険の被保険者期間とは

被保険者期間は、厚生年金保険に加入した月から加入をやめた日（退職日の翌日）の前月まで、月単位で計算します。

第3種被保険者である坑内員と船員の被保険者期間は、昭和61年3月までの期間については実際の加入期間を3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は実際の加入期間を5分の6倍して計算します。

障害をお持ちの方・長期加入者の方は、受給開始年齢の特例があります。

昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以後に生まれた方も、次のいずれかに該当する場合は、特例として、本来の受給開始年齢から報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が受給できます。

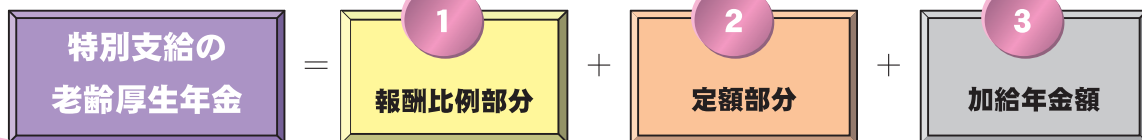
- ① 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上の方（被保険者資格を喪失（退職）しているときに限る。）
- ② 障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度）にあることを申し出た方（被保険者資格を喪失（退職）しているときに限る。）※申出月の翌月分から特例受給開始となります。
- ③ 厚生年金保険の被保険者期間のうち、坑内員または船員であった期間が15年以上ある方（昭和21年4月1日以前に生まれた方は55歳から受給できますが、それ以後に生まれた方については受給開始年齢が段階的に引き上げられます。）

60歳台前半（65歳未満）の老齢厚生年金の額はいくら？

解説

60歳台前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）は、生年月日に応じて、定額部分と報酬比例部分と加給年金額を合計した金額が受給できます。

※年金額等は、平成25年10月現在の金額です。



1

報酬比例部分：過去の報酬等に応じて決まります。

$$\text{報酬比例部分} = (A + B) \times 1.031 \times 0.968$$

物価スライド率

A：平成15年3月以前の被保険者期間

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{10}{1000} \sim \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}$$

※1
生年月日による乗率（表の①参照）

B：平成15年4月以後の被保険者期間

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{7.692}{1000} \sim \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※2
生年月日による乗率（表の②参照）

※1 **平均標準報酬月額**・・・平成15年3月以前の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の被保険者期間で除して得た額です。

※2 **平均標準報酬額**・・・平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間で除して得た額です。

定額部分：加入期間の長さ等に応じて決まります。

定額部分＝

$$1,676円 \times (1.875 \sim 1.000) \times \text{被保険者期間の月数} \times 0.968$$

生年月日による乗率（表の③参照） ※1 物価スライド率

※1 昭和9年4月2日～昭和19年4月1日生まれは444月、昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれは456月、昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれは468月、昭和21年4月2日以後生まれは480月を上限とします。また、40歳（女性と坑内員・船員は35歳）以後180月以上等の中高齢の特例に該当する方については、240月未満であっても240月として計算します。

加給年金額：厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方または中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方（7ページの特例3と特例4の(1)(2)）が、定額部分受給開始年齢に達した時点で、その方に生計を維持されている下記の対象者がいる場合に受給できます。

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	224,000円※	65歳未満であること（大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません）
1人目・2人目の子	各224,000円	18歳到達年度の末日までの間の子、 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	各74,600円	

※老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に33,000円～165,200円が特別加算されます。

【ご注意】配偶者が老齢（退職）年金（加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮の特例の場合に限る）または障害年金を受けられる間は、配偶者加給年金額は支給停止されます。

表 生年月日による乗率

（昭和16年4月1日以前生まれの方については省略）

生年月日	①	②	③
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	8.06/1000	6.200/1000	1.170
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	7.94/1000	6.108/1000	1.134
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	7.83/1000	6.023/1000	1.099
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	7.72/1000	5.938/1000	1.065
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	7.61/1000	5.854/1000	1.032
昭和21年4月2日以後	7.50/1000	5.769/1000	1.000

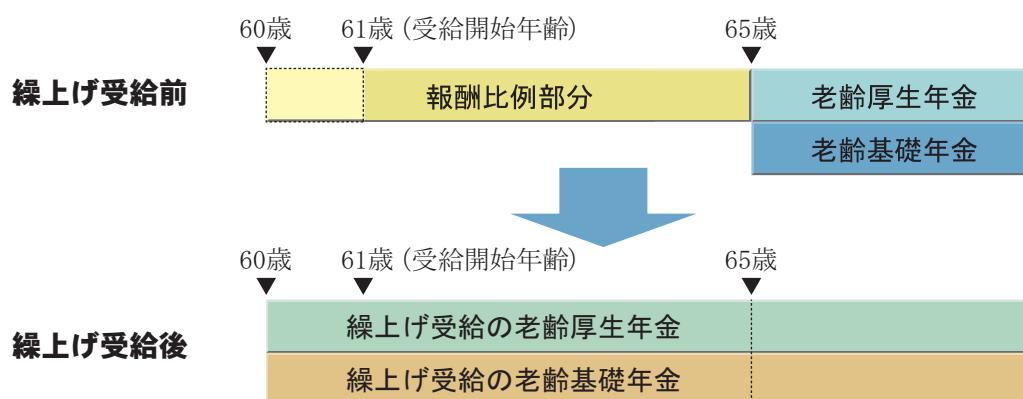
繰上げ受給の老齢厚生年金について

○昭和28年（女性は昭和33年）4月2日以降に生まれた方の特別支給の老齢厚生年金は原則として受給開始年齢を迎えたときから受けることができますが、希望すれば60歳から受給開始年齢の前月になるまでの間でも繰上げて受けることができます。

年金額

○繰上げ受給の老齢厚生年金の年金額は、本来の受給開始年齢で受ける額から、繰上げ請求日から本来の受給開始日までの月数ごとに0.5%減額されます。

（例）受給開始年齢が61歳の方が60歳で繰上げ請求した場合



- 繰上げ受給の老齢厚生年金は、本来の年金額から6%（12ヶ月×0.5%）減額されます。
 - この場合の老齢基礎年金は、本来の年金額から30%（60ヶ月×0.5%）減額されます。
- ※障害をお持ちの方・長期加入者の方・船員または坑内員であった期間が15年以上の方が繰上げ受給の老齢厚生年金を受給する場合は、上記の年金額に加え、繰上げ調整額（注）が受給できます。

注：本来の受給開始年齢から受給できる定額部分の年金額を請求日に応じて按分した年金額。

【繰上げ受給の老齢厚生年金を請求する際の注意事項】

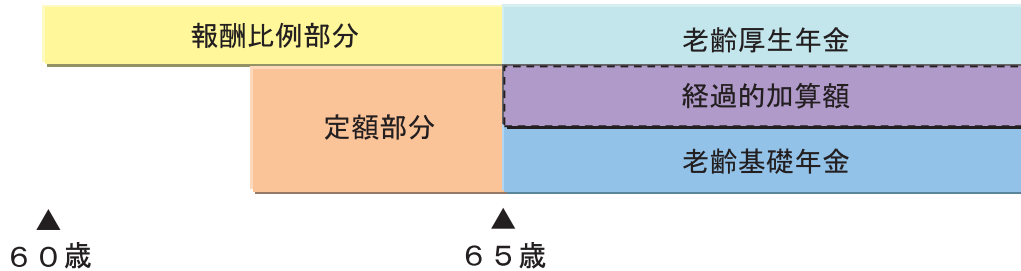
- ① 老齢基礎年金と併せて繰上げ請求をする必要があります。
（老齢厚生年金のみを繰上げ請求することはできません）
- ② 繰上げ請求をした時点（月単位）に応じて年金が減額され、減額率は生涯変わりません。
- ③ 65歳になるまでは遺族厚生（遺族共済）年金と繰上げ受給の老齢厚生年金をいっしょに受けることはできません。
- ④ そのほか、繰上げ請求すると以下のことができなくなります。
 - 障害の程度が重くなったときに障害厚生年金を受けること
 - 繰上げ請求を取り消すこと
 - 国民年金に任意加入すること

65歳以後の老齢厚生年金の額はいくら？

解説

65歳からの老齢厚生年金の年金額は、65歳になるまで受ける特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の計算式と同じです。

加給年金額については、65歳以後も、加給年金額の対象者がいる場合は受給できます。(10ページ参照)



老齢厚生年金

65歳からの老齢厚生年金は、老齢基礎年金に上乗せされる形で受給できます。その年金額は、65歳になるまで受ける**特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の計算式と同じ**です。(9ページ参照)

なお、老齢厚生年金には、受給繰下げの制度があります。(17ページ参照)

経過的加算額

特別支給の老齢厚生年金を受けていた方が65歳から受ける老齢基礎年金は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分にかえて受けることとなりますが、当面は、定額部分のほうが老齢基礎年金よりも高額になります。

そこで、差額分の年金額を補うため、経過的加算額が受けられます。

経過的加算額は、**定額部分に相当する額から、厚生年金保険に加入していた期間について受けられる老齢基礎年金の額を差し引いた額**となります。

経過的加算額＝

定額部分に相当する額－厚生年金保険に加入していた期間について受けられる老齢基礎年金の額

加給年金額

加給年金額については、65歳以後も、加給年金額の対象者がいる場合は受給できます。(10ページ参照)

会社に勤めながら年金は受けられるの？

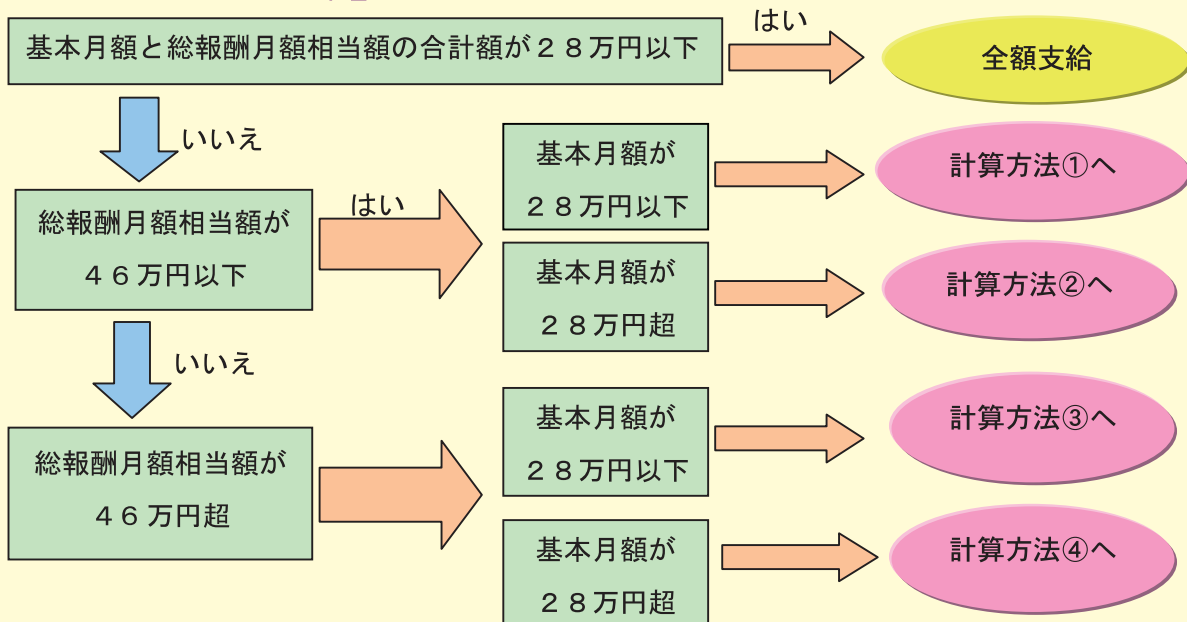
解説

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを在職老齢年金といいます。

■ 60歳から65歳になるまでの在職老齢年金の計算方法

基本月額：加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額）＋（その月以前1年間の標準賞与額の合計）
 $\div 12$



● 計算方法

在職老齢年金による調整後の年金受給月額＝

計算方法①：基本月額－（総報酬月額相当額＋基本月額－28万円） $\div 2$

計算方法②：基本月額－総報酬月額相当額 $\div 2$

計算方法③：基本月額－〔（46万円＋基本月額－28万円） $\div 2$ ＋
 （総報酬月額相当額－46万円）〕

計算方法④：基本月額－〔46万円 $\div 2$ ＋（総報酬月額相当額－46万円）〕

※厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。

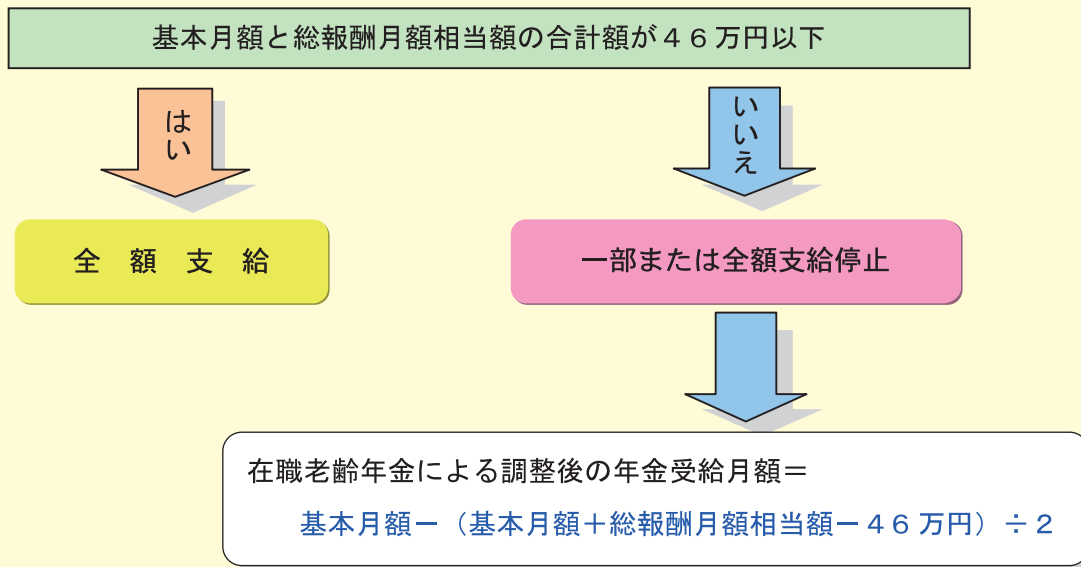
※年金受給月額がマイナスになる場合は、年金は全額支給停止となり、加給年金額も支給停止となります。

■ 65歳以後の在職老齢年金の計算方法

基本月額：加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額

総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額※）＋（その月以前1年間の標準賞与額※の合計）
÷ 12

※70歳以上の方の場合には標準報酬月額に相当する額、標準賞与額に相当する額となります。



※厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。

※年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止となります。

※昭和12年4月1日以前生まれの方は、調整対象ではありません。

※老齢基礎年金および経過的加算額は全額支給となります。

※70歳以上の方については、厚生年金保険の被保険者ではありませんので、保険料負担はありません。

年金の額は、将来も変わらないの？

解説

老齢基礎年金や老齢厚生年金の額は、物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

雇用保険の失業給付と年金は同時に受けられるの？

解説

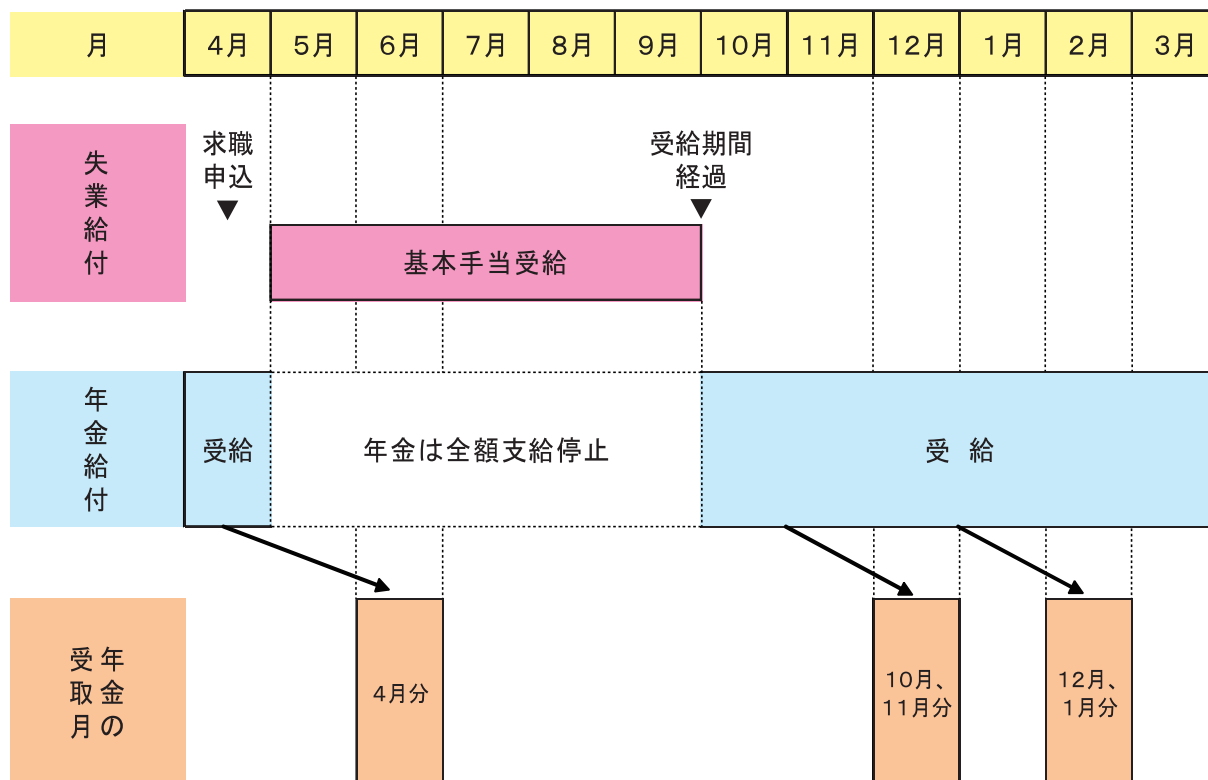
特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は同時には受けられません。
 また、厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金を受けている方が雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止（13ページ参照）に加えて年金の一部が支給停止されます。

○ 雇用保険の失業給付（基本手当）との調整

ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間が経過した日の属する月（または所定給付日数を受け終わった日の属する月）まで、特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止されます。

※求職の申込みをした後で、基本手当を受けていない月がある場合、その月分についての年金はすぐに受けられず、3ヶ月程度後の受給となります。また、基本手当の受給期間経過後、年金の受給開始は3ヶ月程度後となります。

●支給停止の基本的な仕組み



※特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、ハローワークで求職の申し込みをされた場合は、年金事務所への届出が必要な場合があります。詳しくはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

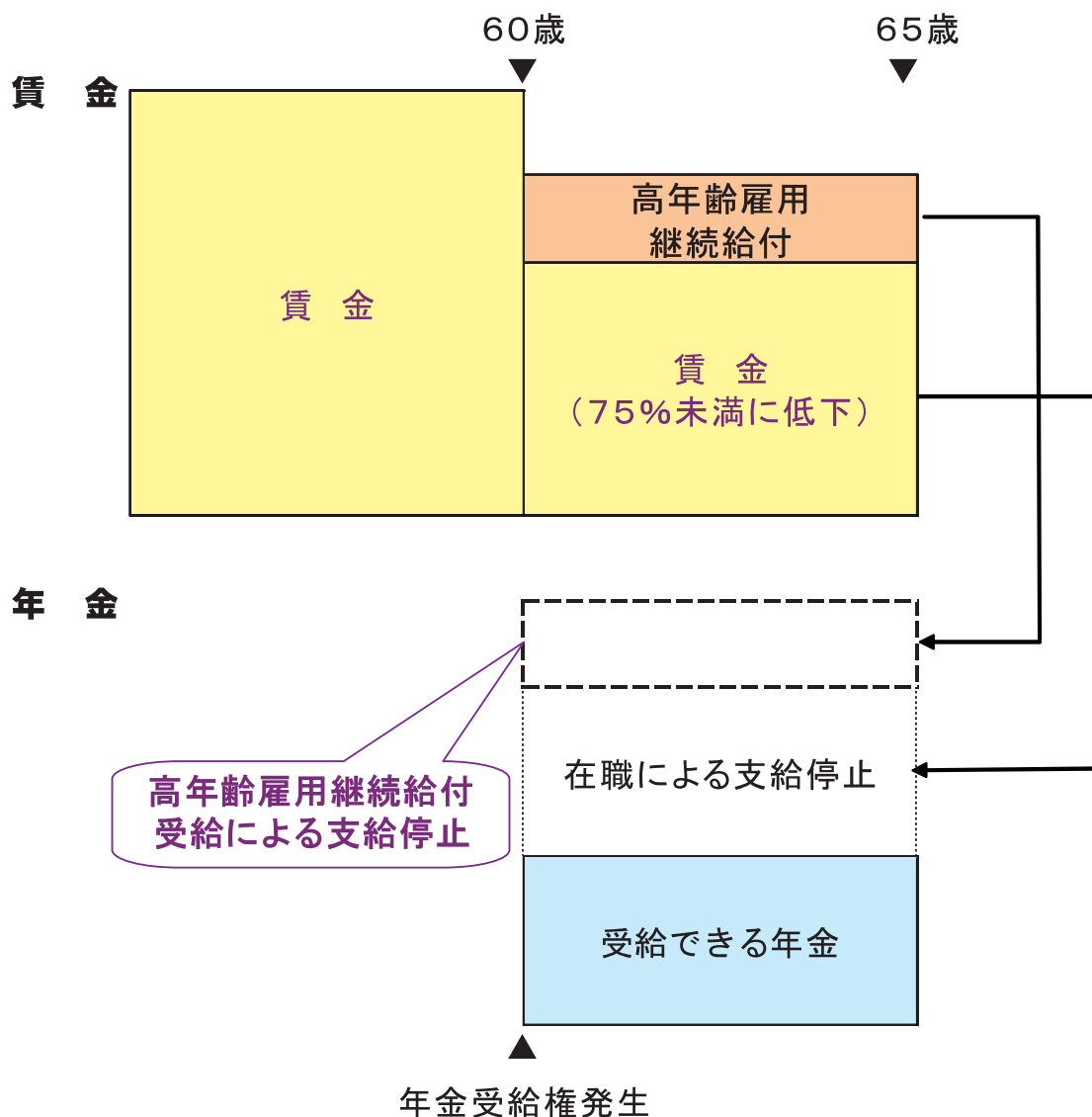
○ 雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

雇用保険の高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満となった方を対象に、最高で賃金額の15%に相当する額が受けられるものです。

厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金を受けている方が雇用保険の高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）を受けられるときは、在職による年金の支給停止（13ページ参照）に加えて年金の一部が支給停止されます。

支給停止される年金額は、最高で賃金（標準報酬月額）の6%に当たる額です。

●支給停止の基本的な仕組み



※特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、高年齢雇用継続給付を受けられる場合は、年金事務所への届出が必要な場合があります。詳しくはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

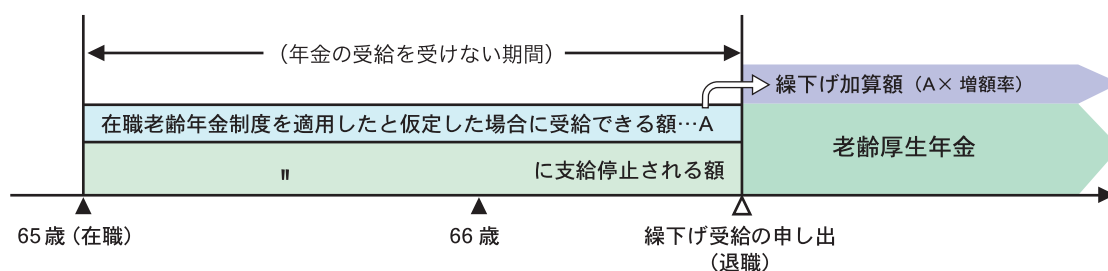
65歳以後の老齢厚生年金は、70歳までに受給の開始を繰り下げて増額した年金を受けることができます。

解説

老齢厚生年金の繰下げ受給の制度は、「65歳以後の老齢厚生年金」を受けられる場合に、65歳からは受けずに、66歳の誕生日の前日以降に申出をすることにより、その申出をした月の翌月から、増額された老齢厚生年金を受けられる制度です。

なお、老齢基礎年金については、従来から繰下げ受給の制度があります。(3ページ参照)

【イメージ図】65歳以後、被保険者であった方の場合



繰下げ受給の申出を行うことができる方

昭和17年4月2日以後生まれの方は、原則、66歳の誕生日の前日以後に、受給の繰下げの申出ができます。ただし、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間に、障害厚生年金、遺族厚生年金などの年金を受ける権利を有したことがあるときは、申出はできません。

また、66歳の誕生日以後に、障害厚生年金や遺族厚生年金などを受ける権利が発生した場合は、受給の繰下げの申出はできますが、この場合、他の年金が発生した月を基準として増額率が定められ、繰下げ加算額が計算されます。増額された老齢厚生年金は、実際に受給の繰下げの申出をした月の翌月から受給できることとなりますので、ご注意ください。

昭和17年4月1日以前生まれの方であって、平成19年4月1日以後に老齢厚生年金を受けられることとなった方も受給の繰下げの申出を行うことができます。

繰下げ加算額

繰下げ加算額は、原則、65歳時点の老齢厚生年金額を基準として、受給の繰下げの申出をした時期に応じて、計算されます。

$$\text{繰下げ加算額} = (\text{繰下げ対象額} + \text{経過的加算額}) \times \text{増額率}$$

※繰下げ対象額は、原則、65歳時点の老齢厚生年金額ですが、65歳以後に被保険者であった方の場合はその被保険者であった期間に在職老齢年金制度を適用したと仮定した場合に受けられる老齢厚生年金額です。

※増額率は、「繰下げ月数×0.7%(0.007)」、最大「42%(0.42)」です。

【ご注意ください】

65歳時点で「65歳以後の老齢厚生年金」を受けられる権利がある方の場合、71歳のときに受給の繰下げの申出をしても増額率は、70歳到達月(70歳の誕生日の前日の属する月)の「42%」のままですが、70歳時点でさかのぼって受けることはできませんのでご注意ください。

年金を受けるためには、どのような手続きがいるの？

解説

老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けるためには、年金の請求手続きが必要です。

手続きの流れ

「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」等が、日本年金機構から送付されます。

- 基礎年金番号をお持ちの方には、60歳の誕生月の約3カ月前に、日本年金機構から「老齢年金のお知らせ」や「年金に関するお知らせ」が届きます。
- 老齢年金の受給権が発生する年の誕生月の約3カ月前に、日本年金機構から「年金請求書」が届きます。



「年金請求書」を年金事務所や市（区）役所または町村役場に提出します。

- 必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以後に提出します。
- 提出先は、国民年金の第1号被保険者の期間のみの方は、お住まいの市（区）役所または町村役場、それ以外の方は、お近くの年金事務所です。
- ※年金請求書には、戸籍抄本や住民票等の添付書類が必要です。添付書類は、配偶者の有無や年金加入状況等により変わりますので、年金事務所、ねんきんダイヤル等でご確認ください。



年金証書、年金決定通知書、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。

- お送りするのは、年金請求書の提出から、約1ヶ月後、（加入記録の整備等が必要な場合は約2ヶ月後）です。
- パンフレットには、年金を受けている間にしなくてはならない届出などが説明してありますので、年金証書といっしょに大切に保管し、必要なときに読みかえしてお役立てください。



年金証書の送付から約1～2ヶ月後に、年金の受け取りが始まります。

- 年金請求時に指定された口座（普通あるいは当座預金）に振り込まれます。
- その後、偶数月に2か月分ずつ振り込まれます。

わからないことは、どこに問い合わせればいいのか？

ご不明の点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センター
またはねんきんダイヤルへ

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



ナビダイヤル®

0570 - 05 - 1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞

月曜日 午前8：30～午後7：00

火～金曜日 午前8：30～午後5：15

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。
- ねんきんネットでは、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。このサービスをご利用していただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申込みをしていただく必要があります。
- 50歳以上の方は、年金見込額試算のお申込みができます。